

## ○施工体制台帳の取扱いについて

令和5年2月24日建管第1504号  
各(総合)振興局長あて農政部長、水産  
林務部長、建設部長

公共工事の受注者は、建設業法（昭和24年法律第100号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）により、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出することとされており、より一層の事務の効率化を図るため、次のとおり取扱いを定め、令和5年（2023年）4月1日以後に契約を締結するものから適用することとしたので、適切な事務処理を行ってください。

なお、「施工体制台帳の活用に関する取扱いについて」（平成18年3月9日付け建情第1428号）は廃止します。

### 記

#### 1 対象工事

工事1件の請負代金額が200万円以上の工事とする。ただし、下請契約を締結する場合は、全ての工事とする。

#### 2 提出時期

工事監督員は、受注者に対し、施工体制台帳の写し及び添付書類を、契約締結後又は下請契約締結後、速やかに提出させるものとする。

#### 3 記載すべき内容

記載すべき内容については次のとおりとする。

また、施工体制台帳の作成方法については、「施工体制台帳の作成等について」（平成7年6月20日建設省経建発第147号）によるものとする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第24条の8第1項及び建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第14条の2に掲げる事項
- (2) 安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名

#### 4 下請契約の範囲

施工体制台帳において記載すべき下請契約とは、建設工事の請負契約をいい、資材納入、調査業務、運搬業務、警備業務等の建設工事以外の契約においては、記載を不要とする。ただし、交通誘導業務及び農業土木における客土の運搬については、施工管理に密接に関わるため、記載するものとする。

#### 5 添付書類

- (1) 下請契約の書面の写し
- (2) 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐（以下「主任技術者等」という。）の資格を有することを証する書面
- (3) 主任技術者等の雇用関係を証する書面のうち、次のいずれか一つ。ただし、工事監督員は原本又は写しの提示を求め、確認後直ちに受注者へ返還する。
  - ア 健康保険被保険者証
  - イ 監理技術者資格者証の裏書
  - ウ 住民税特別徴収税額通知書
- (4) 専門技術者を置く場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及び雇用

関係を証する書面

- (5) 再下請負業者がいる場合は、再下請負通知書（法第24条の8第2項及び規則第14条の4に規定される通知）及び再下請負に関する契約の書面の写し
- (6) 施工体系図（法第24条の8第4項及び規則第14条の6に規定される図面）

6 その他

施工体制台帳の記載事項や添付書類について変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について提出させるものとする。

〔 農政部農村振興局事業調整課調整係  
水産林務部総務課管理係  
建設部建設政策局建設管理課工事管理係 〕